

入院患者の面会に関する院内規程

社会医療法人社団 堀ノ内病院

2026年6月1日制定

1. 目的

本規程は、入院患者の社会や家族の一員としての尊厳の保持と、療養生活への意欲や満足度を上げ、早期退院を図るため、患者と家族等の面会について、必要な項目を定めることを目的とする。

2. 基本指針

- 1) 患者の療養環境の確保・・・患者の安静・治療の妨げにならない範囲で面会する。
- 2) 感染対策の徹底・・・手指衛生・マスク着用などの基本的感染対策の実施等をする。
- 3) 医療安全の確保・・・患者の診療や看護の妨げとなる迷惑行為とならないような節度ある行動にて面会する。

3. 当院の面会時間は、13時～17時とする。※土日・祝日も同じ。

4. 面会予約は不要とするが、面会時間外の面会を希望される場合は、連絡をお願いする。

5. 面会時は、病棟スタッフステーションのカウンターにて面会手続きを行っていただき、許可証の携行をする。

6. 感染予防対策のため、小学生以下の面会は不可とする。本館3階 1320号室の面会については、中学生以下は面会不可とする。

7. 院内感染が拡大した場合は、感染制御室の指示のもと面会制限を行うこととする。